

ねたきり高齢者等寝具乾燥について

ねたきりの要介護者を対象に、業者がご自宅を訪問し寝具の乾燥・消毒・殺菌・脱臭と丸洗いをを行います。

1 対象者 在宅で要介護3以上の方

*重度心身障害児者で、3か月以上ねたきりの方は、三条市福祉保健部 福祉課 障がい支援係へお問い合わせ下さい。

2 サービス内容 業者が1か月おきにご自宅を訪問し、寝具乾燥又は丸洗いをを行います。

	寝具の乾燥・消毒・殺菌・脱臭	寝具の丸洗い
実施回数	年5回	年1回（8月又は9月）
1回の寝具の限度枚数	掛・敷布団各2枚 毛布1枚	掛・敷布団各1枚 毛布1枚
作業	ご自宅で約1時間程の作業を行います。	1度回収し後日お返しします。

3 利用者負担 寝具乾燥時、機械操作のための電気料は利用者負担となります。

- ### 4 手続きの流れ
- (1) 高齢介護課、市民窓口課、栄・下田各サービスセンター総合窓口申請書を提出します。介護サービスを受けている方はサービス利用票（兼居宅サービス計画）の写しも併せて提出します。
 - (2) 審査のうえ決定通知書と利用券を郵送します。
 - (3) 業者がお電話し、作業の実施日を調整します。
 - (4) 業者がご自宅を訪問し作業を行います。利用券を業者にお渡しください。

5 資格の消滅 次の場合は資格がなくなりますので、市役所へ資格消滅届を提出してください。その際には未使用の利用券の返却をお願いします。

- (1) 死亡、又は市外へ転出したとき
- (2) 施設（病院）へ入所（入院）したとき
- (3) 要介護認定が要介護2以下になったとき

[問い合わせ先]

福祉保健部 高齢介護課	介護保険係	電話 34-5511	内線 (497)
福祉保健部 福祉課	障がい支援係	電話 34-5511	内線 (284)
栄サービスセンター	総合窓口グループ	電話 45-1100	
下田サービスセンター	総合窓口グループ	電話 46-5906	